

図2-1 「中間論点に対するパブリックコメント」の概要

論点2 新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか。

論点についての主な考え方

(考え方2-1-1)

名称、原材料、内容量などの一般的な事項や健康危害に直接関連する事項(アレルギー表示など)を中心に義務化して容器包装に分かりやすく記載する。それ以外の事項などは事業者の主体的取組を尊重して任意表示とする。

(考え方2-1-2)

現在、任意表示事項となっている事項も含め、消費者の商品選択や安全確保の観点から、表示事項に優先順位をつけて、義務表示事項の範囲を検討する。

(考え方2-1-3)

現在の表示事項は最低限維持しつつ、例えば、消費者が関心を持っている表示項目を増やすなど、消費者にとって更なる情報を提供できるようにする。

(考え方2-1-4)

任意表示事項についても、自主的な取組による情報提供の促進について施策として位置付ける。

(考え方2-1-5)

表示方法のルールとして、表示するか否かは任意だが、表示する場合には、一定の基準に従うことを必要とするという方法があり、このような方法を積極的に活用する。

(考え方2-1-6)

例えば、原材料を冠表示や強調表示をしているものについて、原則としてその使用割合を表示させるなど、特定の表示をしている場合には一定の事項を併せて記載することを義務付けるという方法があり、このような方法を積極的に活用する。

	意見内容	類似意見の総計
2-1-1	表示事項を絞り込み、文字を大きくして消費者にとって見やすく分かりやすくすることを最優先とする。	42件
	義務表示事項は一般的な事項や健康危害に関連する事項(又は、『「公正な取引」及び「衛生上の危害防止」に真に関わる事項』)に限定し、それ以外の事項は任意表示とすべき。	51件
	食品の安全性確保に係る項目を優先し、消費者にわかりやすい表示と事業者の実行可能性を考慮して、内容を絞るべきである。	5件
2-1-3	現在の表示事項は最低限維持しつつ、義務表示事項の範囲はひろげていくべきである。	53件
2-1-4	任意表示事項については、各事業者の自主的な取組みに任せるべきであると考え、事業者団体による情報提供の促進施策としての位置付けも考えられる。	2件
	消費者に有利又は優良誤認を与えない観点から、公正競争規約等による業界の自主的基準の設定等への取組みを積極的に推進していく必要があるものとする。	1件
2-1-5	表示するか否かは任意だが、表示する場合は一定の基準に従って表示する。	11件
2-1-6	強調表示した原材料はすべて割合表示すべきである。強調表示していながら、使用割合が著しく少ない場合、消費者を誤認させることになる。	11件
その他	遺伝子組換え食品の表示も義務化すべき。	165件
	遺伝子組み換え食品について、本中間論点整理においては触れられていません。消費者が遺伝子組み換えでない商品を選択できるようなわかりやすい表示とすることは重要な論点。	26件
	“無添加”、“不使用”など使用していない原材料に対する強調表示を規制事項にすることを希望。食品添加物の無添加や不使用の表示は、それを使用しないことが優良であるような誤認を消費者に与え、場合によっては安全性を軽視する可能性もあり、それを強調するような表示は不適切。	1件

出典:「第7回食品表示一元化検討会資料」より